

---

---

朝霞和光資源循環組合  
ごみ広域処理施設整備・運営事業  
入札説明書等に関する質問回答（第1回）

---

---

令和5年5月15日

朝霞和光資源循環組合

## 1 入札説明書に関する質問への回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
1	24	第7章	2	(1)	参加資格審査申請書類	正本1部、副本1部を提出とありますが、副本の各種証明書類、押印書類等は写しの提出でよろしいでしょうか。	副本は写しで構いません。
2	26	第7章	6	(4)	電力に係る契約の契約者及び電力料金の算定について	「入札時における買電に係る電力料金(基本料金、買電等)の算定においては、令和5年度の条件が運営期間にわたり継続するものとして算出すること。」とされておりますが、令和5年度内においても燃料調整費の変動幅が大きいことから、指標の統一にあたり年度だけでなく月までご指定いただけますでしょうか。	電力料金の算定においては、令和5年8月の条件を基に算出してください。

## 2 要求水準書に関する質問への回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
1	6	第1編 第3章	4	3.4.1	事業予定地の概要	「和光市旧ごみ焼却場の南側区画については、事業所の移転に係る行政手続に期間を要するため、土地の明渡しが令和6(2024)年度の第一四半期に及ぶ場合がある。」とありますが、明渡し前に制限される手続き、調査についてご教示願います。	事業所の移転に遅れが生じた場合は、当該区画への立入りが制限されますが、行政手続等については、明渡し前であっても特段の制限はないものと考えています。
2	6	第1編 第3章	4	3.4.4	地質	「添付資料 土壌汚染状況調査報告書」に記載されない範囲について、土壌汚染がない前提としてよろしいでしょうか。もし土壌汚染があれば、それに関わる費用および工期は別途協議させていただけるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	6	第1編 第3章	4	3.4.5	土地利用規制	「事業予定地内の和光市旧ごみ焼却場敷地は、和光市清掃センター敷地とともに都市施設(和光市ごみ焼却ごみ処理場)として都市計画決定されている。」とありますが、これをもって今回計画敷地全体における建築行為に都市計画法第29条の但し書き(公益上必要な建築物)に基づいて開発許可が不要であると考えてよろしいでしょうか。	開発許可が不要となる根拠規定については、都市計画法第29条第1項第3号及び都市計画法施行令第21条第22号によるもので、本事業の対象施設が廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定するごみ処理施設である建築物に該当するためです。 令和5年度中に事業予定地全体について都市計画決定を行う予定です。
4	7	第1編 第3章	4	3.4.5	土地利用規制	「その他 : 第1種農地を含む」とありますが、この農地転用は組合様所掌と考え、農地転用後の引き渡しと考えてよろしいでしょうか。	第1種農地については、原則として農地転用が認められていませんが、本事業が土地収用法第3条に該当する事業であり、公益性が高いものであるため、農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53条第1項第5号の規定に基づき、許可不要になる旨の回答を埼玉県より受けています。

5	9	第1編 第3章	5	3.5.2	用水	<p>「プラント用水は、上水と井水を併用するものとし、生活用水はすべて上水とする。」とありますが、現時点で敷地内の井水調査結果など水質に関するデータがありましたらご教示ください。データがない場合は、水質調査のため試掘取水させてもらえないでしょうか。</p> <p>また、井水の取水量に関して制限はないものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>井水調査結果はありませんので、試掘取水は可とします。試掘を希望する事業者は、調整をさせていただきますので、組合（担当者）へご連絡ください。</p> <p>また、井水の取水量については、埼玉県生活環境保全条例に基づき、届出井戸としての運用を想定していますので、1日の取水量は最大50m<sup>3</sup>以下となっています。</p>
6	20	第2編 第1章	1	1.1.3	建設事業者の業務概要	<p>オ 生活環境影響調査への配慮</p> <p>「生活環境影響調査の結果に配慮した対応を行うものとする。」とありますが、生活環境影響調査の3-51ページ、「エ.長期平均濃度予測（年平均値）の予測条件」に記載の14,790Nm<sup>3</sup>/hは最大排ガス量ではなく基準ごみ相当と考えられます。高質ごみ時の最大排ガス量をご提示いただいてもよろしいでしょうか。</p>	<p>高質ごみ時の最大ガス量は、31,000Nm<sup>3</sup>/hとなります。</p>
7	23	第2編 第1章	2	1.2.6	計画ごみ質	<p>表2-3計画ごみ質</p> <p>弊社実績では、可燃分中の元素組成（基準ごみ）における酸素割合は、概ね34%~38%程度ですが、本仕様は45.58%と高い数値となっております。計画ごみ質について確認していただけないでしょうか。</p>	<p>元素組成については、構成市で実測していないため、種類組成から推定し、さらに設定発熱量を考慮して補正したものとなります。</p> <p>組合より補正前の数値も提供しますので、補正前数値を使用するか、または各種ごみ質条件を踏まえて、事業者にて設定することも可とします。</p> <p>【添付資料28】「計画ごみ質の補正前元素組成」</p>

8	38	第2編 第1章	7	1.7.9	別途工事との調整	<p>(1)「事業予定地において、本事業のための東京電力パワーグリッド株式会社による特別高圧線の地中線引込に係る工事の実施を予定である。」とあります。これについて、</p> <p>①受電用特高ケーブルの敷地への引込は地中引込である。</p> <p>②受電用特高ケーブル用引込管路の取合点は、敷地境界線上である。</p> <p>③受電用特高ケーブルの取合点はC-GISの一次端子である。</p> <p>④「添付資料23 単線結線図（標準案）」にある引込鉄塔は敷地外にあり、所掌外である。と考えてよろしいでしょうか。認識通りであるなら、②の取合点位置をご提示いただけないでしょうか。</p>	<p>①～④については、お見込みのとおりです。なお、②の取合点については、接続検討回答書において現時点で事業予定地の西側敷地境界が想定されていますが、詳細は受注後に実施する東京電力パワーグリッド株式会社も含めた設計協議により決定されます。</p>
9	38	第2編 第1章	7	1.7.9	別途工事との調整	<p>(1)「本事業のため東京電力パワーグリッド株式会社による特別高圧線の地中線引込に係る工事の実施を予定である。」とありますが、工事の時期、工事に関する条件（施工に必要な場所など）の情報があればご提供いただけないでしょうか。</p>	<p>希望事業者は東京電力パワーグリッド株式会社の接続検討回答書が閲覧できますので、希望事業者は、組合（担当者）へご連絡ください。</p>
10	38	第2編 第1章	7	1.7.9	別途工事との調整	<p>要求水準書に記載の別途工事以外に、本工事に影響が出る可能性のある別途工事はありますでしょうか。ある場合はその工事の時期や内容がわかる資料をご提供いただけないでしょうか。</p>	<p>建設用地西側の新河岸川第2号雨水幹線について、和光市（上下水部下水道課扱い）が実施主体となる改修工事が予定されています。工期については、令和7年度から複数年度にわたる見込みとの回答をいただいています。また、工事内容については、添付資料を配布しますので、希望事業者は組合（担当者）へご連絡ください。</p> <p>【添付資料29】「和光市新河岸川第2雨水幹線基本設計」</p>

11	88～90	第2編第3章	5	3.5.2 3.5.3 3.5.6	有害ガス除去設備 窒素酸化物除去設備 ダイオキシン類除去設備	(4) 付属品 集じん装置（作業環境用）と記載がありますが、作業環境用とは室内の粉じん対策と考えてよろしいでしょうか。 またその場合、粉体の取り扱いを行わない窒素酸化物除去設備については不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	102	第2編第3章	8	3.8.16	混練機	(5) 特記事項 「ア 資源化先が受け入れできない場合等の他、構成市の搬出割合に応じて薬剤処理ができるように設置する。なお、参考実績（令和3（2021）年度）として、構成市の現有施設では、乾灰で約3%、飛灰処理物で約97%の搬出となっている。」と記載がありますが、薬剤使用量や容量計算は、飛灰処理物の搬出比率97%を基に算出すると考えてよろしいでしょうか。	薬剤使用量については、お見込みのとおりですが、容量計算については飛灰処理物の搬出比率100%として算出してください。
13	124	第2編第4章	4	4.4.8 4.4.9	残渣搬送コンベヤ 残渣集合コンベヤ	(5) 特記事項イ、ウ 「イ 計量機能を有するものとし・・・」「ウ 計量機能は計量法に従い指定検定機関による検定を受ける。」とありますが、計測精度の向上のためにシュート途中にゲートを設け、簡易的な計量ホッパを設ける方式を提案してもよろしいでしょうか。	可とします。
14	133	第2編第5章	1	5.1.2	電気方式	(1) 受電電圧 交流三相3線式 66kV、50Hz、2回線受電（常用・予備）とありますが、電気料金の算出に必要なため、予備線と予備電源どちらの接続先を想定しているかご提示いただけないでしょうか。	予備線としてください。
15	145	第2編第5章	2	5.2.2	計装制御計画	(3) 自動制御機能 キ 灰クレーンの運転制御 「つかみ量調整、積み込み、積替、その他」は全自動の機能となります。一方、100ページ第3章第8節11項 灰クレーン(3)主要項目(ス)操作方式に「半自動、遠隔手動」とありますが、どちらを正とすればよろしいでしょうか。	灰クレーンの運転制御内容は提案によるものとします。

16	165	第2編 第6章	2	6.2.1	土木工事	(1)造成計画 ウ 盛土安定計算における地震時の設計水平震度は、一般的に使用されている宅地防災マニュアルに基づくと考えてよろしいでしょうか。	組合として指定する設計水平震度は無いため、事業者にて適切と考える基準等に基づいて検討してください。
17	165	第2編 第6章	2	6.2.1	土木工事	(1)造成計画 エ(ア) 「施設配置計画を踏まえ、必要に応じて敷地西側に隣接する水路構造物の補強を行うものとする。」とありますが、本水路の許可権者をご教示願います。合わせて、許可権者との協議内容によっては許可までに長い時間を要する可能性がありますので、その協議状況をご教示願います。	敷地西側の水路は新河岸川第2号雨水幹線となり、管理者は和光市（上下水道部下水道課扱い）となります。 当該水路については、令和7年度より管理者にて改修工事を予定しているため、実施設計の段階において、建設用地内の排水計画と合わせて、施工計画について協議をお願いします。 添付資料を配布しますので、希望事業者は組合（担当者）へご連絡ください。 【添付資料29】「和光市新河岸川第2雨水幹線基本設計」
18	165	第2編 第6章	2	6.2.1	土木工事	(1)造成計画 エ(イ) 地盤沈下対策を検討するため、添付資料「地質調査報告書」の巻末資料（資料2～9）をご提供いただけないでしょうか。	希望事業者は巻末資料（2～6）を配布しますので、組合（担当者）へご連絡ください。 【添付資料30】「地質調査報告書巻末資料（2～6）」
19	175	第2編 第7章	1	7.1.3	工事範囲	(4)敷地内残置物撤去 「事業用予定地内には、和光市旧ごみ焼却場以外にも残置物等があるため、...解体撤去するものとする。」とありますが、予想できない不適物が発見された場合は、処分費用・工期等について協議させていただけるものと考えてよろしいでしょうか。	大規模な不適物等（軽微なものは除く）が発見された場合は、協議を行います。 なお、添付資料6で解体撤去対象物について整理していますが、資料に表示するものに限らず、本施設の整備にあたって解体撤去が必要となるものについては、本事業において撤去処分の対象となります。

20	添付資料 1、22		現況平面図	添付資料1 現況平面図および添付資料22 敷地測量図（用地実測図、横断図）のCADデータ（dwgまたはdxf形式）をご提供いただけないでしょうか。	希望事業者に資料を配布しますので、組合（担当者）へご連絡ください。 また、付替道路分筆案についても参考資料として合わせて配布します。 【添付資料31】「用地実測図等dxfデータ（用地実測図、用地平面図（真北測量）、横断図、付替道路分筆案、事業区域区域、都市計画区域等）」 【添付資料32】「付替道路分筆案」
21	添付資料18		マテリアルリサイクル推進施設 処理フロー（標準案）	添付資料17 エネルギー回収型廃棄物処理フロー（標準案）には 「※2 本標準案は、事業者において必要に応じて修正して良い。」とありますが、添付資料18のマテリアルリサイクル推進施設 処理フロー（標準案）についても添付資料17と同様に「事業者において必要に応じて修正しても良い。」と考えてよろしいでしょうか。	添付資料の取り扱いについては、要求水準書p.2第1編第1章(5)を参照してください。
22	添付資料19		マテリアルリサイクル推進施設における搬入出物整理表（破碎処理しない抜取物）	廃タイヤについて、添付資料19には破碎処理ラインへ投入と記載されておりますが、添付資料20の9ページや添付資料21の14ページには車・バイク用は「処理困難ゴミ」として外部の業者に依頼することとなっております。添付資料20及び21を正とし、バイク・自動車用のタイヤは本施設には搬入されないものと考えてよろしいでしょうか。	バイク・自動車用のタイヤは、通常は受入をしていませんが、不法投棄物として搬入（非常）されることが想定されます。 不法投棄物として搬入された場合は、本施設で処理するものとします。

### 3 落札者決定基準に関する質問への回答

質問はありませんでした。

#### 4 様式集に関する質問への回答

No	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
1	第15号	2	3		(別紙1)	電力関係調書における年間発電量および売電電力量の算出は、添付資料16 年度別計画処理量の数値を用いることと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	第15号	2	3		(別紙2)	売電原単位の設定において、条件1～3を設定する項目があります。 これらの条件は何をお考えでしょうか。	要求水準書で規定するごみの熱量の条件（低質ごみ、基準ごみ、高質ごみ、及びそれぞれの熱量の間等）の範囲内で事業者が提案する売電原単位を記載してください。 なお、条件の両端には低質ごみ及び高質ごみの熱量が含まれるようにしてください。

#### 5 基本協定書（案）に対する質問への回答

質問はありませんでした。

#### 6 基本契約書（案）に関する質問への回答

質問はありませんでした。

#### 7 建設工事請負契約書（案）に関する質問への回答

質問はありませんでした。

#### 8 運營業務委託契約書（案）に関する質問への回答

質問はありませんでした。